

市町合併へ 向けて

緑あふれる新県都づくり
.....
秋田市・河辺町・雄和町

このパンフレットは秋田市・河辺町・雄和町の全世帯に配付しています。

市町合併に 向けた 取り組み

秋田市・河辺町・雄和町では、現在、市町合併に向けた協議を進めています。

今年7月には、1市2町の首長や議会議員の代表、学識経験者など総勢29名からなる法定合併協議会（5ページの用語解説参照）を設置し、それぞれの市町で異なる行政制度等の調整方針の検討を行うとともに、合併後のまちづくり計画（市町村建設計画）の策定などに取り組んでいます。

合併協議会は、概ね月1回程度開催し、1市2町全体の発展につながる合併のあり方を検討していくことにしています。

そして、順調に協議が進めば、1市2町それぞれの議会と秋田県議会の議決などを経て、平成17年1月1日には市町合併が実現する予定になっています。



左から大山河辺町長、佐竹秋田市長、伊藤雄和町長

市町合併の必要性

1市2町は、こう考えます.....

地方分権の 進展

環境変化に対応した
行財政基盤の強化

今、地方自治体に各種の行政権限等を移す地方分権が強力に進められています。これに伴い、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域のみならず、我が国全体の発展をも主体的に担っていくべき時代となっています。

こうしたことを受け、市町村にはさらなる行財政基盤の強化等が必要になっており、ともに都市圏を形成する1市2町においても、市町合併により地方自治を取り巻く環境変化へ適切に対応していくことが必要になっています。

生活圏の 広域化

広域的行政
サービスの提供

人々の生活圏が広がり、市町村の枠を越えて公共サービスを受ける人が増えた結果、病院や図書館、体育施設、道路といった公共施設の利用等に関して、受益と負担の不均衡が生じています。

また一方で、広がった生活圏に即した行政サービスの実施が求められていることなどから、市町合併により、生活圏に対応した行政区域の確立と広域的行政サービスの提供をはかっていくことが必要になっています。

1市2町の 強い一体性

生活実態に即した
自治体形成

1市2町は、既にごみやし尿の処理、消防・救急業務など多くの分野で連携しています。また、医師会やJAなどの公共的団体が統一的に組織されていることに加え、多くの通勤・通学者や買い物客等が両町から秋田市に流入しているなど、現時点で相当の一体性を有しています。

このように一体化が進んだ状況の中で、自立した住民自治の達成や住民福祉のさらなる向上をはかっていくため、市町合併により住民の生活実態に即した地方自治体を形づくっていくことが必要になっています。

少子高齢化と 住民ニーズ高度化

行財政運営の効率化と
行政経営能力強化

今後、急速な少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少が進むことなどから、右肩上がりの経済成長や税収増は望めない状況となっています。一方で、人々の価値観の多様化等に伴い、より質の高い行政サービスの提供が求められています。

こうしたことから、今後の厳しい財政状況下で、現在の行政水準の維持・向上をはかっていくため、市町合併により行財政運営の一層の効率化とさらなる行政経営能力の強化をはかっていくことが必要になっています。

数字で見る 1市2町の現状

財政状況と職員・議員数

表をみると、河辺町・雄和町は、住民1人あたりにかかる経費が秋田市より多いことがわかります。小規模自治体は人件費がかかり増しになるなど行政効率が悪いため、住民1人あたりの職員数や議員数も秋田市のそれを大きく上回っています。

また、住民1人あたり地方債現在高は両町が秋田市より高くなっていますが、両町は過疎債という後年度に交付税措置のある有利な地方債が使えることなどから、起債制限比率に見られるように、実質的な借金返済の負担は秋田市より小さくなっています。

財政規模の比較（平成14年度普通会計決算）

区分	秋田市	河辺町	雄和町
歳出総額 (住民1人あたり)	1,082億2千万円 (34万円)	54億5千万円 (51万9千円)	48億9千万円 (60万5千円)
積立金残高 (住民1人あたり)	173億7千万円 (5万5千円)	9億8千万円 (9万3千円)	12億4千万円 (15万4千円)
地方債現在高 (住民1人あたり)	1,369億6千万円 (43万円)	56億3千万円 (53万6千円)	60億4千万円 (74万7千円)
上記のうち交付税措置分を除く実質現在高 (住民1人あたり)	743億円 (23万3千円)	24億円 (22万8千円)	23億9千万円 (29万5千円)
経常収支比率	81.3%	84.1%	84.4%
起債制限比率	11.9%	7.4%	9.8%

秋田市の各欄は平成15年10月1日時点での見込み数字です。

経常収支比率：収入に対して人件費や公債費（借入金の返済）といった毎年必ず出ていくお金がどのくらいの割合になっているかを示す値。比率が低いほど財政状況がよいことを示します。逆に比率が高いということは、道路を造ったり建物を建てたりする自由に使えるお金が少ないことを意味します。

起債制限比率：自治体の財政規模に対する借入金返済の負担の割合を示す値で、総務省が地方債の発行を制限する際の基準になります。比率が高いほど借入金返済が財政を圧迫していることを意味し、20%を超すと地方債の発行が制限されます。

職員数の比較

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
一般行政職員数 (住民千人あたり)	1,461 (4.6)	121 (11.5)	89 (11.0)	1,671 (5.0)

単位：人
(H15.4.1現在)

議員数の比較

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
法定議員数	46	22	18	86
現行議員定数	42	18	18	78
現行議員数 (住民1万人あたり)	42 (1.3)	18 (17.1)	18 (22.3)	78 (2.3)

単位：人
(H15.10.1現在)



緑の健康文化都市 秋田市
面積 460.10km²
人口 318,128人(平成15年9月1日現在)
世帯数 126,399世帯

秋田県のほぼ中央に位置する県都・秋田市。県人口の1/4、県内総生産の1/3を占め、北東北の拠点都市となっています。拠点港湾の秋田港や、秋田新幹線「こまち」の発着する秋田駅などがあり、日本海沿岸北部の交通の要所でもあります。

秋田市



組谷峡(岩見峡)

秋田県立中央公園

住民負担

市町民税、保育料などは秋田市が高く、水道料金は雄和町が高いなど、料金の負担については各市町で違いがあります。そのため、合併に向けて、適切な料金を決定するための協議を進めています。なお、個人市町民税などの地方税については、6ページをご覧ください。

1市2町で相違のある主な住民負担の状況

区分	秋田市	河辺町	雄和町	
国民健康保険税(医療分)	所得割(応能割)	8.8%	10.0%	8.3%
	資産割(応能割)	適用なし	10.0%	30.0%
	均等割(応益割)	21,430円	21,000円	23,000円
国民健康保険税(介護分)	所得割(応能割)	1.27%	1.6%	1.2%
	資産割(応能割)	適用なし	5.0%	5.0%
	均等割(応益割)	5,470円	7,000円	7,500円
介護保険料基準額(第1号被保険者月額)	均等割(応益割)	4,560円	4,500円	4,200円
	介護保険料基準額(第1号被保険者月額)	3,824円	4,000円	3,400円
	児童1人あたり保育料月額(3歳未満児童、前年の所得税課税額が年額6万円の世帯)	27,750円	10,000円	17,800円
1世帯あたり水道料金月額(消費税含む)	(使用量20m ³ 、口径13mm)	2,730円	3,060円	4,620円
	(使用量30m ³ 、口径13mm)	4,725円	4,590円	6,930円
1世帯あたり下水道使用料月額(消費税含む)	(使用量20m ³)	2,971円	2,250円	2,415円
	(使用量30m ³)	4,872円	3,580円	3,780円
1世帯あたり農業集落排水使用料月額(消費税含む)	(4人家族又は使用量20m ³)	3,931円(人員割制)	2,250円(従量制)	2,415円(従量制)
	(4人家族又は使用量30m ³)	3,931円(人員割制)	3,580円(従量制)	3,780円(従量制)

(H15.10.1現在)

市町合併により 期待される効果

地域資源の有効活用

市町合併による行政区域の拡大は、自然・人材・文化などの地域資源が増えることにつながります。1市2町の合併により、港湾・空港・インターチェンジといった交通結節点、豊かな自然環境、地域に根ざした伝統文化など、それぞれの持つ有形・無形の地域資源を一体的に活用していくことができます。

そして、それぞれの地域資源を十分に連携・活用していくことで、地域の新たな発展可能性が期待できるとともに、交通基盤の整備進展など交通環境が向上する中で、県都・中核市として、さらに強い力で全県域をリードしていくことが可能になります。

広域的行政の推進



自治能力の向上

市町合併は、管理部門の統合や職員・議員数の削減に加え、類似施設の重複や二重投資の回避等による効率的かつ重点的な公共投資につながるなど、地域全体として、行財政運営の効率化と強固な財政基盤の確立を可能にします。

さらに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成がはかれるなど、政策形成能力の向上が期待できるとともに、ボランティア等多様な市民活動の広域的な調整・支援が行えるなど、地域全体のさらなる自治能力の向上を可能にします。

市町合併による行政区域の拡大は、住民の生活圏域と行政区域の整合をはかり、各種の行政サービスに関する受益と負担の適正化を進めることにつながります。また、市町合併に伴い、公共施設の相互利用が進むことから、住民サービスの向上と公共施設の有効利用がはかられます。さらに、住民生活に即した広域的な観点から、一体的行政サービスの供給、より効率的かつ効果的な公共施設整備や土地利用をはかっていくことなどが可能になります。



市町合併で ここが心配？

Q1 行政区域が広がることで、行政サービスが低下するのではないのでしょうか？

1市2町の合併で、行政区域は現在の秋田市の2倍近くにまで拡大します。投資・行政効率の低下が懸念されますが、行財政改革の徹底、ITを活かした電子自治体の推進、サービス提供方法の工夫、道路アクセスの改善などで、サービスの水準は維持・向上できるものと考えます。

Q2 借入金の多い自治体との合併は損ではないのでしょうか？

借入金による財政の圧迫については、地方債残高の多い・少ないだけでは一概に論じられません。地方債の中には、その返済の一部を将来交付税で国が補

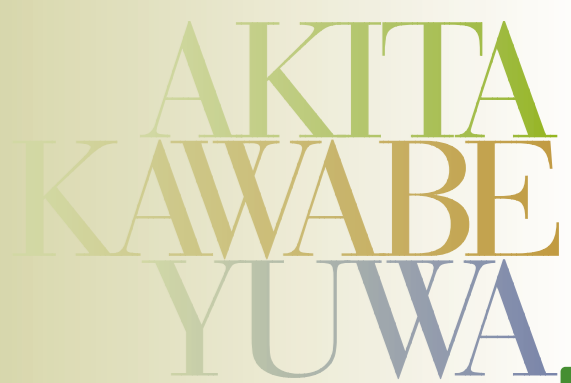
てんしてくれるものがあり、単純にその残高だけでは実質的な借金の負担がわからないためです。1市2町の現状を見ると、2ページの「財政規模の比較」からわかるように、住民1人あたりの実質的な地方債の現在高に大きな違いはありません。

Q3 地域の伝統や文化、行事が失われてしまうのではないのでしょうか？

行政の仕組みが変わっても、地域そのものは変わりません。地域の伝統や文化は、地域の人々の主体的な取り組みによって継承されていくものです。また、その取り組みをさまざまな形で行政が支援していくことも可能です。

Q4 合併による負担増で、将来の健全な財政運営に支障をきたしませんか？

合併時には、電算システムや事務・事業の一元化、必要な公共施設整備などにより、一時的な財政支出が増えます。そのため、国では、合併特例債や交付税措置などで合併を支援しています。さらに、職員・議員の削減や公共施設の適正配置、事務・事業の見直しなどにより、これまで以上に効率的な行政運営を行うことで、将来的にも、健全な財政を維持していけると考えます。



これまでの 取り組み

AKITA KAWABE YUWA

秋田市・河辺町・雄和町は、合併にあたっての課題整理や法定の合併協議会設置に向けた準備を行う任意の合併協議会を平成15年2月に設置し、6月まで3回にわたって協議を行ってきました。その結果、地方自治法などに基づく法定の合併協議会の設置について合意し、7月7日に秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を設置しました。この協議会では、1市2町でそれぞれ異なる各種行政制度や事務事業の調整方針、新市の市町村建設計画などについて協議を行っています。

- 平成14年12月26日 河辺町、雄和町から秋田市へ合併協議の申し入れ
- 平成15年 2月13日 任意合併協議会設置(平成15年6月まで3回開催)
- 平成15年 7月 5日 市町合併シンポジウム開催
- 平成15年 7月 7日 法定合併協議会設置
- 平成15年 7月10日 第1回法定合併協議会開催
- 平成15年 8月 8日 第2回法定合併協議会開催
- 平成15年 9月29日 第3回法定合併協議会開催

法定合併協議会とは...
合併に関するさまざまな取り決めを具体的に話し合う場で、地方自治法および合併特例法に基づき設置されます。設置には、関係する市町村議会の議決が必要です。

法定合併協議会〔第1回(平成15年7月10日)~第3回(9月29日)〕における主な決定事項

合併の方式

- ・河辺町および雄和町を廃止し、その区域を秋田市へ編入します。

合併の期日

- ・平成17年1月11日とします。

合併協定項目調整の基本方針

- ・原則として、秋田市の制度に統一します。
- ・制度の統一は、合併年度又は合併翌年度までに行うことを原則とします。
- ・制度の統一にあたっては、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮します。
- ・河辺町又は雄和町独自の制度については、従来からの経緯や実情に配慮して調整します。
- ・これまでの河辺町および雄和町における住民との公約ならびに国および県その他の行政関係機関との協定事項については、原則として引き継ぐものとします。
- ・単に事務・事業をすり合わせるだけでなく、この機会に、費用対効果や効率性、受益と負担の適正化といった観点から見直しにつとめるものとします。

組織および機構

- ・現在の河辺町役場および雄和町役場は、出先機関とします。
 - ・出先機関の組織は、合併時の特殊事情を踏まえて、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しをはかっていきます。また、住民生活に直接影響をあたえない管理部門は早期に統合します。
 - ・審議会など附属機関は、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、必要な措置を行います。
- 出先機関としての機能については、現在詳細を検討中です。

新市の名称

- ・合併後の市の名称は、「秋田市」とします。

新市の事務所

- ・合併後の市の事務所の位置は、「秋田市山王一丁目1番1号」(現在の秋田市役所の位置)とします。

慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、両町の木、花と河辺町の鳥は、それぞれの地域において継承していくものとします。



秋田市の市章



秋田市の木 けやき



秋田市の花 さつき

表彰者関係

秋田市の制度に統一し、両町の功労者は、秋田市の功労者として待遇します。また、名誉町民は、秋田市に引き継いで顕彰します。



河辺町の木 ミズナラ



河辺町の花 ワサビ



河辺町の鳥 キセキレイ



雄和町の木 柿



雄和町の花 つつじ

町(字)の区域および名称の取扱い

- ・秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとします。
- ・河辺町および雄和町の区域内の町(字)の区域は、現行どおりとし、名称は、秋田市河辺、秋田市雄和のあとに現行の町(字)の名称を続けて表示します。

例	河辺町の 場合	河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎38番地2 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	雄和町の 場合	河辺郡雄和町妙法字上大部48番地1 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
---	------------	---	------------	---------------------------------------

地方税の取扱い

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一します。ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとします。

秋田市・河辺町・雄和町の税率など

税の区分	現況			合併後の調整方針	
	秋田市	河辺町	雄和町		
個人市町民税	均等割	2,500円	2,000円	2,000円	平成17年度から秋田市の制度に統一します。
	所得割	1市2町とも同じ 3～10%			
法人市町民税	均等割	課税額の範囲(資本などの金額により異なります)			平成19年度まで現行税率のままの不均一課税を実施します。なお、秋田市に事務所などがあり、かつ河辺町または雄和町に事務所などがある法人については、合併時に秋田市の制度に統一します。
		6～360万円	5～300万円	5～300万円	
	法人税割	14.7%	12.3%	12.3%	
固定資産税	1.6%	1.4%	1.4%	平成20年度まで不均一課税を実施します。河辺町・雄和町の税率は平成17年度まで現行の1.4%、平成18年度～20年度は1.5%、平成21年度から1.6%とします。	
入湯税	1市2町とも同じ 1人1日150円(秋田市のみ日帰り75円)			合併時に秋田市の制度に統一します。	
事業所税	課税あり <small>資産割 事業所床面積1㎡につき600円、従業者割 従業者給与総額の0.25%</small>	課税なし	課税なし	平成19年度まで河辺町・雄和町で課税免除を実施します。	

個人市町村民税均等割の税率は、地方税法により人口規模別に定められています。

合併までの予定

平成17年1月11日の合併に向けて、下表のとおり月1回程度法定合併協議会を開き、合併に向けた協議を進めていきます。協議を進める過程では、各市町の広報紙や合併協議会ホームページなどできめ細かい情報提供につとめるとともに、来年1月以降、各地域で説明会を開催し、住民のみなさんの理解促進をはかっていきます。

これからの合併協議会の予定

合併協議会	予定日	協議項目(予定)
第4回	平成15年11月5日	財産の取扱い、姉妹都市等交流事業、広報・広聴事業、男女共生事業、交通安全事業、国民健康保険事業
第5回	平成15年11月26日	新市の市町村建設計画、議会議員の任期および定数、農業委員会の委員の任期および定数、特別職の職員、住民サービス窓口業務、住民自治関係事業
第6回	平成15年12月24日	新市の市町村建設計画、組織および機構、一部事務組合等の取扱い、使用料・手数料等、補助金等、防災等関係事業、消防事業
第7回	平成16年1月22日	障害者福祉、老人・福祉医療事業、児童福祉等事業、高齢者福祉事業、生活保護関連事業、介護保険事業、その他の福祉事業
第8回	平成16年2月23日	保健・衛生事業、環境保全事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、農林水産関係事業、商工観光関係事業
第9回	平成16年3月	上水道事業、下水道事業、建設関係事業、都市整備・交通関係事業
第10回	平成16年4月	条例・規則等、組織および機構、使用料・手数料等、公共的団体等、補助金等、電算システム、学校教育事業、社会教育事業、文化・体育振興事業、その他事業
第11回	平成16年5月	新市の市町村建設計画、合併協定項目全般の最終調整
第12回	平成16年6月	調印式の概要説明と今後の予定
第13回	平成16年7月	調印式

協議項目によっては、複数回にわたって協議されるものがあります。

平成16年1月～ 住民説明会
平成16年7月 合併協定書調印
平成17年1月11日 1市2町の合併施行

お問い合わせ 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

TEL 866-2796 FAX 866-2795

<http://www.aky-gappei.jp/>